特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、 特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措 置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務における特定個人 情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシーなどの権利利益に影響を及 ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生さ せるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバ シー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県知事

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	児童福祉法による障害児入所支援に係る支給決定事務				
②事務の概要	・児童福祉法第24条の2の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法 第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の 支給に関する事務 ・児童福祉法第56条第1項の障害児の入所措置に係る負担能力の認定又は同条第2項の費用徴収に関 する事務				
③システムの名称	障害児施設入所給付費受給者管理システム				

2. 特定個人情報ファイル名

障害児入所支援情報ファイル及び障害児措置情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 ・主務省令で定める事務を定める命令第7条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会】 主務省令第2条 項番11 第13条 第2号、第3号、第4号 項番18 第20条 第1号、第2号、第3号 項番20 第22条 第2号口、第6号口 項番144 第146条 第1号木、第2号木、第8号イ 【情報提供】 主務省令第2条 項番20 第22条 第2号口、第6号口 項番42 第44条 第1号木 項番80 第82条 第1号ト 項番80 第82条 第1号ト 項番81 第83条 第1号ハ 項番125 第127条 第1号子 項番144 第146条 第1号二、第2号木、第8号イ 項番155 第157条 第1号八

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	秋田県健康福祉部障害福祉課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・記	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	秋田県健康福祉部障害福祉課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-1332					
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]) 番占頂日郭価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 書又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書		
されている。	心(核)気に りいくは、てれてれ	1. 里点块口計画	音又は主視日計画音において、リヘク	対束の計幅が記載		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ε]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			I]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を	を行っている。				

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢>		
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っ	テっている。 		

変更箇所

変更日 項目		変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	Ⅱ1 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年11月18日	Ⅱ2いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成31年3月27日	I 1 ③	障害児施設支給決定情報管理システム、児童 相談システム、中間サーバー、団体内統合宛名	障害児施設支給決定情報管理システム	事後	軽微な変更(該当するシステムの見直しによる)
平成31年3月27日	I 5 ②	障害福祉課長 柳澤由夫	課長	事後	
平成31年3月27日	Ⅱ1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅱ2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅳ リスク対策	項目なし	項目追加	事後	軽微な変更(様式変更による)
令和2年7月31日	Ⅱ1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ2いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月31日	I 42	番号法第19条第7号 【情報照会】	番号法第19条第7号 【情報照会】	事後	軽微な変更(番号法別表第二 の主務省令で定める事務及び
令和3年7月30日	Ⅱ 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月30日	Ⅱ2いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月30日	I 42	番号法第19条第7号 【情報照会】	番号法第19条第8号 【情報照会】	事後	軽微な変更(番号法別表第二 の主務省令で定める事務及び
令和4年8月9日	Ⅱ1いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月9日	Ⅱ2いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月9日	Ⅳ8監査	[〇]自己点検 []内部監査 []外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ2いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年10月1日	I3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番7 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	・番号法第9条第1項 別表 項番8 ・主務省令で定める事務を定める命令第7条	事後	番号法別表第一及び別表第 二の改正による変更
令和6年10月1日	I4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会】	番号法第19条第8号 【情報照会】	事後	番号法別表第一及び別表第 二の改正による変更
令和6年10月1日	Ⅱ1いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年10月1日	Ⅱ 2いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	